

門真市立放課後児童クラブ 令和7（2025）年度入会Q&A

放課後児童クラブは、児童に対し、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、異なった学年による児童の集団活動を推進し、放課後における児童の健全育成を図る目的で開設しています。

Q1 入会申込書類はどのように入手できますか？

A1 各小学校敷地内にある放課後児童クラブと子育て支援課で配布しています。また、門真市HPからもダウンロードすることが可能です。ダウンロードする際には用紙のサイズをA4サイズにして印刷してください。（A4サイズ以外での受付はできません。）

Q2 入会申込書類を記入する際に消えるペンで記入してもよいですか？

A2 消えるペンや鉛筆による記入は不可です。黒色のペンまたは黒色ボールペンで記入してください。

Q3 入会申込みの方法やスケジュールについてはどこに記載されていますか？

A3 入会申込みの方法については、「放課後児童クラブ入会申込の手引」（以下「手引」とする。）に記載しています。年度ごとに内容が異なるため、入会希望年度の手引をご確認ください。

Q4 早く申込みをすれば、入会しやすくなりますか？

A4 一斉申込期間（令和6（2024）年11月29日～同年12月13日）内については、先着順ではなく、締め切り日までに申込みをされた方を対象に、入会基準に則って保護者の就労等の状況、児童の学年等を考慮した上で入会を決定します。ただし、一斉申込期間以降に申込みをされた方については、同様に、入会基準に則って保護者の就労等の状況、児童の学年等を考慮した上で入会を決定しますが、同順位の場合に限り申込受付日の早い方を優先します。

Q5 放課後児童クラブ費の未納がありますが入会できますか？

A5 過去の放課後児童クラブ費に未納がある場合は、入会選考の対象とせず、入会を保留します（兄弟姉妹に未納がある場合も含む）。なお、納付確認が取れた場合は、その直近の選考の対象となり、定員に空きがある場合は入会いただけます。

Q6 雇用（内定）証明書は会社独自様式でも構いませんか？

A6 本市所定の様式のみでの受付となります。

Q7 派遣社員ですが、雇用（内定）証明書はどのように記入したらよいですか？

A7 雇用（内定）証明書の記入は、派遣会社の方にご記入いただきますようお願いいたします。なお、勤務先につきましては、実際に勤務されている派遣先の会社の名称および住所をご記入ください。

Q8 自営業者（個人事業主）なのですが就労の証明はどうすれば良いですか？

A8 はじめに雇用されているのかどうかをご確認ください。

【雇用されている場合】

⇒雇用主に『雇用（内定）証明書』を記入いただいたのち、ご提出ください。

【雇用されていない場合】

⇒ご自身で『申立書』の自営業記入欄にご記入ください。なお、ご家族で営んでいる場合は、同一申立書の家族従業員欄に、家族従業員の勤務日数と勤務時間をご記入ください。

Q9 配慮事項等調査票に通級指導教室（フレンド）と支援学級の選択欄がありますがどちらかわかりません。

A9 お子さまが通級指導教室（フレンド）を利用しているか支援学級在籍かどうかにつきましては、通学（予定）している小学校または本市学校教育課（☎06-6902-7042）に事前にご確認いただきますようお願いいたします。

Q10 現在他市に住んでいますが、入会希望日時点では門真市に在住予定で、申込はできますか？

A10 原則として、通学（予定）している小学校の放課後児童クラブへ入会申込まないため、当該小学校の校区内に住所を有している必要があります。ただし、転入や転居予定の住所（町名まででも可）または小学校区がすでに確定している場合等は、申請日時点でまだ住民票の異動が済んでいない場合でも申請いただくことは可能です。その場合は、入会申込書の表面の住所記入欄に、申込時点で住民票のある住所を記入していただき、その上の空きスパー

次に転入・転居予定先の住所及び転居予定日をご記入ください。ただし、入会決定は住所変更手続き後となりますのでご注意ください。なお、転入・転居に伴うお手続きについては、子育て支援課に事前にお問い合わせください。

Q11 勤務先の変更や就労内容が変更した場合は手続きが必要ですか？

A11 すでに提出した雇用（内定）証明書に変更が生じた場合は、新たな雇用（内定）証明書の速やかな提出が必要です。提出がない場合は入会取り消しの対象となる場合があります。また、児童やご家庭の状況が変更となった場合にも入会申込書の訂正が必要になります。（受付は子育て支援課のみとなります。）

Q12 一旦入会すれば、何年も在籍できるのですか？

A12 入会は年度（4月1日から翌年3月31日）を単位としていますので、年度ごとに申込みが必要です。現在、放課後児童クラブに入会いただいている方で、次年度も継続して入会を希望する場合は、再度入会申込み手続きが必要となりますのでご注意ください。

Q13 夏休みや冬休み、1週間だけなど短期間の入会はできますか？

A13 利用期間は、原則として入会日から翌年3月31日までとなりますので、長期休暇（夏休み等）などの期間を限定しての利用申込みはできません。ただし、年度途中の退会は可能です。

Q14 年度途中で退会する方法について教えてください。

A14 年度の途中で退会する場合は、退会を希望する月の15日（閉庁日の場合は前開庁日）までに退会願を子育て支援課へ提出、もしくはオンライン申請にて退会の手続きを行う必要があります。16日以降に提出される場合は、翌月末日の退会となり、費用が発生します。また、同年度内に、再度利用が必要となった場合はあらためて入会申込みが必要です。なお、原則として、入会日は各月の1日、退会日は各月の末日となります。

Q15 現在、放課後児童クラブに入会していますが、月の途中で転出することになりました。利用料は日割りになりますか？

A15 月の途中から利用しない場合でも、利用料の日割り減免はできません。また、転出や転居に伴う退会の際も、速やかに退会願を提出してください。

Q16 利用料の減免はありますか？

A16 生活保護受給世帯（減免申請は毎年必要）と、病気または怪我のため月の一日から末日までの期間、一日も出席ができなかった場合に、減免の対象となる場合があります。ともに証明書を添付し、子育て支援課へ申請する必要があります。

Q17 新1年生ですが、入学式までの受け入れをしていただけますか？

A17 入会決定されている場合は、4月1日から利用可能です。（日曜日・祝日はお休み）

Q18 放課後児童クラブは保護者のお迎えが必要ですか？

A18 原則として、お迎えをお願いしていますが、お迎えに来ることができない場合は、午後5時の集団下校が可能です。集団下校は児童だけで帰るため、方向や曜日によっては1人になることもあります。ご家庭で通学路のご確認をお願いします。また、お迎えの場合は、徒歩または自転車をご利用ください。（注意）車でのお迎えは、児童及び近隣住民の安全確保のため、ご遠慮いただくようお願いしております。

Q19 習い事のために、放課後児童クラブを一時的に抜けることや遅れてくることは可能ですか？

A19 放課後児童クラブでは、登室後に習い事等の私用のために一時的に抜けることや遅れての登室は原則できません。（学校の活動や放課後こども教室に参加する場合を除く。）

Q20 事故が起きた場合の保険はどうなっていますか？

A20 門真市では現在一括して傷害保険・賠償責任等の保険に加入しています。各小学校放課後児童クラブから怪我や事故の報告があった際、門真市より保険会社に対し事故通知書を郵送し、後日、放課後児童クラブを通じて保護者様に保険金請求書をお渡しいたしますので、ご記入の上、放課後児童クラブもしくは子育て支援課に提出してください。

その他入会後のご利用に関する詳細は、入会決定通知に同封している「入会案内」をご確認ください。